

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和5年度 1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事にかかる設計業務
業 務 概 要	バスターミナル詳細設計 1式 横断歩道橋詳細設計（その1・東西デッキ） 1式 横断歩道橋詳細設計（その2・駅前デッキ） 1式 ターミナル施設建築設計 1式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 稲田 雅裕 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
契 約 年 月 日	令和 5年 4月28日
契 約 業 者 名	(株)大林組 名古屋支店
契 約 業 者 の 住 所	愛知県名古屋市東区東桜1-10-19
契 約 金 額	129,800,000円(税込み)
予 定 価 格	129,800,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事にかかる設計業務である。</p> <p>(株)大林組は、技術提案書を審査した結果、技術提案・交渉方式を適用した本業務の事業目的達成のため、最も有効な技術力を備えていると判断し、優先交渉権者として選定したものである。</p> <p>特定にあたっては、本業務を遂行するために必要な「本設計業務に関する理解度」、「近接する地下駐車場への影響の最小化に有効な対策の提案能力」、「施工期間内に確実に履行するための提案能力」、「土木・建築・鋼橋等の工種が輻輳する施工における施工管理の提案能力」において総合的に最も優れた提案が行われていたものである。</p> <p>以上のことから、本業務を遂行するためには、(株)大林組が唯一の契約相手と判断したものである。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号により、(株)大林組と随意契約を締結するものである。</p>
業 務 場 所	
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間 (自)	令和 5年 4月29日
履 行 期 間 (至)	令和 5年12月25日
備 考	